

りそな銀行アジアニュース

2017年4月12日 りそな銀行 国際事業部

インドネシアにおける「移転価格文書化規則」について

※1 円=120 ルピア

インドネシア財務省は、財務省規則 No. 213/PMK. 03/2016 を 2016 年 12 月 30 日付で発行致しました。これは移 転価格文書に関する指針を定めたものです。主な内容としては、「文書作成の義務」と「文書提出の義務」です。 概要は以下の通りです。

(1) 移転価格文書に関する統一ルールの定め

① マスターファイルの作成: 原則親会社が作成。内容はグループ企業資本関係・事業内容・グループ間

の金融取引・保有無形資産・グループ企業間取引に関する納税資料等

② ローカルファイルの作成: グループ企業各社が作成(この場合インドネシア現地法人)。内容は事業内

容及び財務内容・グループ間ないしグループ以外企業との取引情報・独立

企業間価格算定等

原則親会社が作成。内容はグループ会社の所在国・法人名・事業内容他グ ③ 国別報告書の作成:

ループ会社の財務内容等

(2) 作成対象企業

- ① インドネシア現地法人の売上が500億ルピア以上(もしくは特別関係会社との商品・材料等の取引が200 億ルピア以上ないし財・サービス取引が50億ルピア以上)
- ② グループ連結売上が11兆ルピア以上
- (3) 企業側(特に日本の親会社)が留意すべき点
 - ① 各々のファイルの整合性を図る: 当局の誤解を生じさせない内容、合理的な解釈とする
 - ② 国別報告書作成のタイミング:
 - ・マスターファイル及びローカルファイル〜決算後 4 か月以内 (2016 年 12 月決算の企業は 2017 年 4 月 までの対応が必要)
 - ・国別報告書~決算後12か月以内
 - ③ 国別報告書作成言語:上記(1)に記載の文書は仮に英文作成の場合でもインドネシア語訳が必要です ので、いずれにせよインドネシア語の文書が必要となります

インドネシアにおける各種法令発効時には散見される状況ではありますが、本規則についても具体的な細則ま で規定されておらず、今後の詳細情報が待たれる状況です。

なお「未作成」等の対応不備指摘を当局から受けた場合、ペナルティー支払等の潜在的なリスクもあります。 今後の対応については適宜会計・税務専門家等にご相談することをお勧め致します。

以上

【出所:インドネシア財務省・財務省規則 No.213/PMK.03/2016 他】

照会先: 国際事業部 (東京)電話 03-6704-2723

(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載され た内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利 用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。